

夜間中学と義務教育機会確保法

土屋千尋
nrr39779@nifty.com

【要約】

年齢および国籍にかかわらず義務教育未修了者に学習権が保障されることを法的に明確にした「義務教育機会確保法」が成立し、夜間中学はあたらしい時代をむかえた。本稿では、「救済措置」としてはじまった夜間中学が「学習権の保障」としての意味あいがつよまっていった経緯と「義務教育機会確保法」について論じる。また、これからの夜間中学の教育充実のために、①市民の理解の増進、②国勢調査項目改善・識字調査実施、③普通教育としての日本語教育の拡充、についてのべる。

1. はじめに

夜間中学とは、戦争や貧困、その他様々な理由で義務教育未修了になっている人があらためて公教育をうけることができる場である。公立中学校の中に夜間に授業をおこなう学級（夜間学級）をもっている形が普通である。よび方としては、この「夜間中学」のほかに、「夜間中学校」や「公立中学校夜間学級」があり、いずれも通称である（神奈川・横浜の夜間中学を考える会 2017）。本稿では、主に「夜間中学」を使用する。夜間中学の歴史と2016年12月に公布された義務教育機会確保法（正式には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」）について論じ、夜間中学の今後についてのべる。

2. 公立夜間中学の設置状況

現在、公立の夜間中学は、8都府県25市区に31校設置されている（表1参照）。

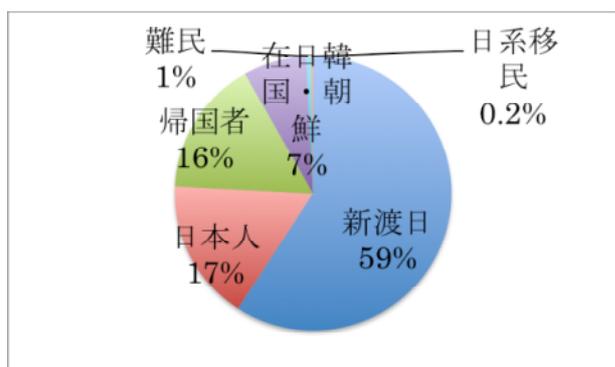
表1：8都府県25市区に31校設置

千葉県	市川市 1						
東京都	墨田区 1	大田区 1	世田谷区 1	荒川区 1	足立区 1	江戸川区 1	
	葛飾区 1	八王子市 1					
神奈川県	川崎市 1	横浜市 1					
京都府	京都市 1						
大阪府	大阪市 4	堺市 1	岸和田市 1	東大阪市 2	八尾市 1	守口市 1	豊中市 1
兵庫県	神戸市 2	尼崎市 1					
奈良県	奈良市 1	天理市 1	橿原市 1				
広島県	広島市 2						

3. 公立夜間中学の生徒

夜間中学 30 校（横浜市立蒔田中学校夜間学級は調査に参加していない）の 2015 年 9 月の調査によると、生徒総数は 1,825 人である（関本 2017a）。

新渡日外国人（ニューカマーともいい、仕事や国際結婚等で来日した外国人やその家族等をさす）の生徒の割合がおおく、外国つながりの生徒は全体の 8 割をしめる（図 1）。その国籍は 30 数カ国にのぼる。最近ネパール出身の生徒が増加しており、東京都の夜間中学では、ネパールの生徒数が中国の生徒数をうわまわっている（2016 年 10 月調査）。年代は多岐にわたり、90 代の生徒もいる（図 2）。男女比では女子生徒の方が男子生徒よりおおい（図 3）。



外国国籍別上位 5 位

- 1 位中国
- 2 位韓国・朝鮮
- 3 位ベトナム
- 4 位ネパール
- 5 位フィリピン

図 1：生徒属性

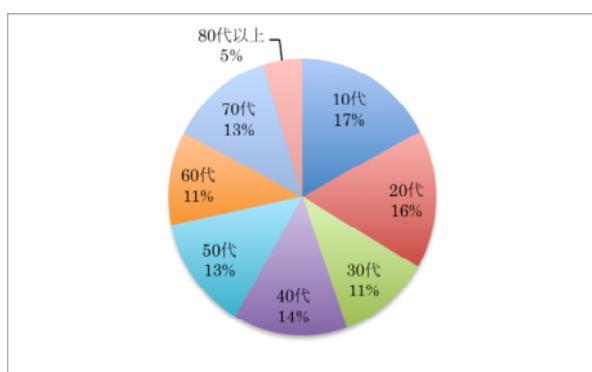


図 2：年代別割合

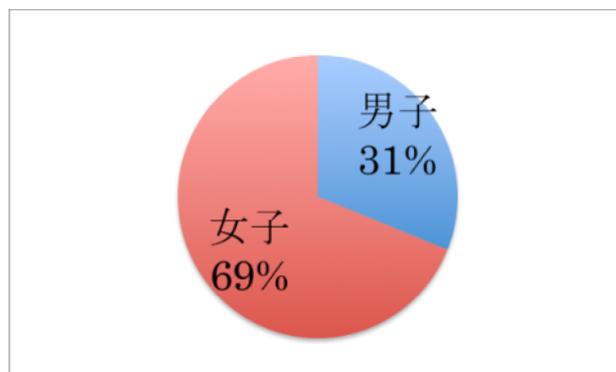


図 3：男女別割合

4. 夜間中学の教育

4. 1 授業時間

授業時間は、ほとんどの学校が、おおよそ 17 時 30 分前後から 21 時前後までとしている。おおくの学校は、1 限あたりの授業時間を 40 分とし、5 分間の休憩で、学活や清掃などの時間ももうけている。以下に、時間割例（表 2）（学びリンク 2016）をのせる。

表 2 : 時間割例	
学活	17時 25分～17時 30分
1校時	17時 30分～18時 10分
2校時	18時 15分～18時 55分
給食	18時 55分～19時 30分
3校時	19時 30分～20時 10分
4校時	20時 15分～20時 55分
放課後	20時 55分～学活、清掃、部活動など

4. 2 夜間中学の教育体制

4. 2. 1 普通学級と日本語学級

高齢者・高校進学希望等の生徒が在籍する「普通学級」と、新渡日外国人生徒の教育のため、義務教育をうけるためのプレクラスとしての日本語学習をおこなう「日本語学級」がある。新渡日外国人生徒は日本語学級で1年間まなび、翌年普通学級にすすむ。「日本語」の授業以外に、「音楽」「美術」「保健体育」「技術・家庭」の授業がある。他に、「理科」「社会」の授業がおこなわれる場合もある。10代の生徒が増加して進学希望者がふえてきたため、普通学級に移行する前の段階から、教科の学習の割合をふやすようになってきたのが要因である。なお、日本語学級は都内8校のうち、5校に設置されている。設置されていない学校では、教員をやりくりして、授業をおこなっている。

4. 2. 2 学年

夜間学級ではかならずしも第1学年から入学するわけではなく、たとえば、既に義務教育相当の教育を8年間うけている場合などは、3年生として入学する場合もある。10代の新渡日外国人生徒の場合は、2年生として入学し、1年間を日本語学級で日本語を中心に学習した後、翌年、3年生に進級し、普通学級で9教科を学習して卒業することがおこなわれている。このように、3年未満の在籍による卒業や、一方で3年以上（9年）の在籍をみとめる地域や学校もある。

4. 2. 3 入学時期

主に4月と9月に新入生をうけいれている。それ以外の時期については、本人・保護者と学校が相談をして決定している。

4. 2. 4 入学まで

入学の条件は、基本的に9年間の義務教育が未修了であることと学齢をこえていることである。それにくわえて、卒業まで継続した通学が可能かどうかも大切な要素である。東京都の場合、都内在住もしくは在勤であることという条件もある。クラスわけのための簡単なテストでクラスがきまると、試験的な登校として、まず2週間通学する。そのあとに校長面接をおこない、本人の通学意思を再確認したあと、入学がみとめられ、正式な中学生生活がスタートする。

4. 2. 5 費用

入学金や授業料はない。教科書は無償配布である。教材費と給食費を徴収する。給食については、都内8校、それぞれが米飯給食をおこなっているが、その他の夜間中学では、仕出し弁当、パンと牛乳の補食か、それもないところもある（第63回全国夜間中学校研究大会事務局 2017）。また、経済的に困難な人は、「就学援助」を利用することができるが、夜間中学の設置外からかよっている夜間中学生（学齢超過生徒）には就学援助が適用されず、学校生活に支障がでている生徒もすくなくない（来年度から国が費用の半分を補助する）。

4. 2. 6 行事

移動教室、修学旅行、文化祭などのほかに、東京都では、8校の夜間中学が合同でおこなう連合行事（バレーボール大会、生徒会交流会、バスケットボール大会、連合体育大会、連合展覧会）がある。

4. 2. 7 職員

校長は昼夜兼任、副校長は夜間専任である。専任教員にくわえて、非常勤の教員や講師がいる。養護教員は、東京8校の場合、7校が専任はおらず嘱託である。1校は嘱託もいない。その他22校（横浜市立蒔田中学校夜間学級をのぞく）のうち、19校には養護の専任がいて、1校は嘱託、2校には嘱託もいない（第63回全国夜間中学校研究大会事務局 2017）。

5. 変化は常態である ―夜間中学の変遷―

5. 1 夜間中学のはじまり

1947年、現在の6・3制の義務教育が発足した。しかし、戦争孤児にくわえ、家計をたすけるためにはたらかなければならなかったり、弟や妹の面倒をみなければならなかったりする子どもがおおぜいで学校にかよえなかった。このような子どもたちが「夜なら学校にこられるのではないか」とかんがえた教師たちの奮闘で夕方や夜間に教室をひらいたのが、夜間中学のはじまりだった。1947年大阪市生野第二中学校が全国初とされるが、草氏は「記録には残っていない夜間中学が、おそらく全国いたるところで営まれていただろう」（草 2013）とのべている。

横浜市立平楽中学校校長は「貧窮の子どもたちを未就学で終わらせるよりも、夜間において義務教育を終了させることは、人道上からも、本人の将来を考慮する教育的良心の上から放っておけないと思われます。私は小学校教頭を長くやりましたが、その当時貧困の子どもには、四年生、五年生、六年生には夜間授業を行うことが許可されていました。そして私は進んでこの任にあたったことを記憶しています…」 「中川流域にある、中村町、八幡町、石川区には二千人近い未就学の子どもがいるといひます。このまま放っておけば無学文盲の徒と化す恐れがあると思ひます。これらの子どもを夜間で

も収容して教育することは最も必要なことではないでしょうか。」と主張した（見城 2013）。1948 年横浜では、浦島丘中学校の分校として、夜間学級が開始した。「この分校は法的に認められないものであり、あくまでも非公式なもので、教師の奉仕の意味あいからできあがっていた」（見城 2013）。子安漁業協同組合の二階で授業がおこなわれ、「真っ黒に日焼けしたかじっ子たちが、一日の漁労を終え、海の臭いをプンプンさせながら駆け込んでくる威勢のよい教室だった」（見城 2013）。

1950 年には横浜市教育委員会が設置した夜間中学が一区（全十区）一校あった（見城 2013）。

東京ではじめて、夜間中学ができたのは、1951 年で、足立区立第四中学校夜間学級を「試験的の二部学級開設」として都教委が認可した。なお、文部省は「六三制が崩れる」（見城 2013）としてみとめていなかった。

1948 年長欠（長期欠席）児童生徒数は、725,660 人で、東京都と高知県はおおすぎて集計が間にあわず数にはいっておらず、沖縄県は対象になっていない（見城 2013）。

5. 2 ピーク時

1955 年がピーク時で、夜間中学の総数 89 校、生徒総数は 5,208 人である。1960 年代までは主に学齢期の生徒（12～15 歳）が入学し、昼間仕事をしながら通学した（学びリンク 2016）。

5. 3 夜間中学の生徒層の多様化と変遷 その 1

1965 年、日韓基本条約が締結され、韓国からのひきあげ者が日本語をまなぶ場として、夜間中学が活用された。1971 年には都内校 3 校（現在は 5 校）の夜間中学に日本語学級が設置された（小山毅 1974）。1972 年、日中国交正常化後、中国から多数のひきあげ者、1975 年、ベトナム戦争終結後はインドシナ難民が来日し、夜間中学に入学してきた（関本 2017a）。

1970 年代以降、戦争や貧困のため、かつてまなぶ機会がえられなかった成人の日本人や在日韓国・朝鮮人などが入学するようになった（関本 2017a）。

くわえて、1970 年代から 80 年代にかけて、除籍や原級留置により学齢期をすぎた元不登校（登校拒否）の生徒や学齢期の不登校生徒が夜間中学でおおくまんでいた。「この頃、昼間の中学校では、不登校生徒に対して留年や卒業証書を授与しないことなどを盾に学校へ通学させようとする指導がなされ、不登校の親の会などから大きな批判を浴びました。こうした事態を受け、文部省は『義務教育に留年や除籍はあってはならない』『卒業証書はすべての生徒に渡す』といった指導を各教育委員会に行いました。そこで、昼間の中学校では、欠席日数に関係なく、校長の裁量により、進級や卒業が可能となったのです。夜間中学の入学条件を学齢超過者のみとすることや、不登校対応に関する文部省の指導により、東京都内 8 校の夜間中学では、一時全体の 3 割を占めていた不登校の入学が急激に減少します。一方で、不登校のまま形式的に中学校卒業した生徒に対しては、『中学校を二度履修することはできない』という理由で、夜間中学への扉が閉ざされてしまいました。」（学びリンク 2016）

また、1970 年のなかば頃から、就学猶予・免除となった障がい者が、教育をうけたい、義務教育を修了したいと、夜間中学に入学する例がおおくなってきた。1979 年養護学校が義務化されたが、1979 年時点で、学齢期をすぎた障がい者は、義務化の対象外とされ、その中には夜間中学でまなびをとりもどそうとする者もいた（草 2013）。

5. 4 夜間中学の生徒層の多様化と変遷 その2

2000年前後から、新渡日外国人生徒が急激にふえ、アジア・アフリカからの難民や脱北者も入学するようになった。また、ここ数年来、東京・大阪を中心に無戸籍・居所不明（貧困・家庭崩壊・家庭内暴力等により転入学届、出生届がだされず、学校にいけなかった者）の若者も入学するようになった（関本 2017a）。

5. 5 形式卒業者のまなびなおし

2015年7月30日、文科省はこれまでの方針を転換し、形式卒業者の夜間中学でうけいれ可能という通知をだした。形式卒業者とは、5. 3でものべたように、不登校等の理由で、学校にいておらず、実質的に教育をうけていないけれども卒業証書を授与された者のことである。2017年9月現在、全国で87名の形式卒業者が夜間中学でまなんでいる。前年度は54名であった。なお、文科省は、2016年9月14日に、学齢期の不登校生徒もうけいれ可能としたが、こちらの方は、まだ入学者はいない。

5. 6 変化は常態である

以上、みてきたように、その時代その時代で生徒の層は変化している。この時代による変化自体が夜間中学の特徴で、これを浅野慎一は「変化は常態である」（浅野 2011）といている。夜間中学はその時代その時代のニーズにこたえてきた教育のセーフティネットであるといえよう。

6. 夜間中学の存在は制度上のまちがい？

6. 1 政府の対応

以下に、政府の対応についてのべる。「救済措置」としてつくられた夜間中学は、当時の文部省が、全国に「つくりなさい」と指導してできたものではない。教員の熱意によってできたものである。それに対して文部省はきわめて冷淡な態度であった（前川 2017）。1958年には「長欠児童・生徒の全国調査」をうちきり、学齢超過義務教育未修了者数十万人はかえりみられなかった。1961年文部省は「夜間中学は学校教育法・労働基準法に違反」との見解をだしている。1963年荒木文部大臣は「夜間中学をなくす努力を」と発言している。

1966年行政管理庁（現総務省）は文部省に対して「夜間中学校早期廃止勧告」をだした。

これに対して廃止反対運動がくりひろげられた。教員、生徒らが、記録映画「夜間中学生」を自主制作し、タカノマサオ氏はこの映画をもって、潜在する義務教育未修了者へのよびかけと、夜間中学廃止反対をうったえる全国行脚をおこなった。この運動のおかげで、1969年大阪市立天王寺中学校夜間学級が設立された。夜間中学卒業生のタカノ氏のこの行動が端緒となり、各地でも夜間中学開設の運動がおこり、設置校数は増加へと転じていくことになった（草 2013）。このうごきを文部省は、追認というか黙認、もっといえば放置したといえるであろう（前川 2017）。また、この夜間中学の設置運動は、夜間中学に質的变化をもたらした。もともと不就学・長欠を余儀なくされた子どもたちに対する「救済措置」としてはじまった夜間中学であるが、天王寺中学校夜間学級設置を境に「学習権の保障の場」としての意味あいがつよまっていった（学びリンク 2016）。

6. 2 全国夜間中学校研究会（全夜中研）のうごき

全国夜間中学校研究会（全夜中研）は1954年全国の公立夜間中学の教員（管理職をふくむ）で組織された研究団体である。法制化と増設のためにねばりつよい運動を展開しており、ロビー活動もおこなっている。1966年の「夜間中学早期廃止勧告」のときは、反対運動をくりひろげた。1976年「すべての都道府県に1校以上の夜間中学開設を」の要望書を文部省へ提出した。1987年には「中学校形式卒業生夜間中学受入許可を」と文部省へ要望した。

6. 3 夜間中学(=法にない学校)の法的整備

長年全夜中研は文部省等への要望書の提出やはなしあいをつづけてきていたが、抜本的な改善策がみられず、2003年日本弁護士連合会（日弁連）への人権救済申立をおこなった。これをうけ、2006年日弁連は「学齢期に修学することのできなかつた人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆参両院議長に対して提出した。これは、夜間中学の法制化の重要な布石となったとかがえられる。意見書では、以下の内容がのべられている（学びリンク 2016）。

- (1) 義務教育はすべての人の固有の権利であり学齢超過か否かにかかわらず、義務教育未修了者は、国に教育の場を要求する権利を持つ。
- (2) 国は義務教育未修了者の全国的実態調査実施を速やかに行わなければならない。
- (3) 国は調査を踏まえ、夜間中学設置に関し地方行政に対し指導・助言・財政援助等を行うべきである。
- (4) 普通教育（義務教育）を受ける権利の実質保障のため、国は様々な手段を尽くさなければならない。
- (5) 諸条約やユネスコ学習権宣言等に基づいて、国籍をこえた教育保障をしなければならない。
- (6) ①中高齢者 ②障がいのある人 ③中国帰国者 ④在日韓国・朝鮮人 ⑤15歳以上の新渡日外国人の5つのカテゴリーの人々に対し、それぞれ実情に応じ、個別具体的に教育を受ける権利を保障しなければならない。

また、全夜中研は2008年に「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」を採択し、「いつでも、どこでも、だれでも」をキーワードに、国や地方自治体に対して要望をはじめた。2009年全夜中研大会では、義務教育未修了者の教育保障をもとめる法律の制度にむけたとりくみが提案され、以後、国会議員等へのはたらきかけが活発化した。2012年、2013年、2014年、2015年超党派の国会議員の参加により「国会院内の集い」「国会院内シンポジウム」が開催された。

2014年馳浩衆議院議員を会長として「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」が発足し、法整備へのうごきが加速した。同年「子どもの貧困対策法」政府大綱に、「夜間中学の設置を促進する」ことが盛りこまれた。また、下村博文文科大臣が「各都道府県に夜間中学が1校以上必要」と国会答弁した。

2015年「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」と「フリースクール等議員連盟」との合同総会がひらかれた。このうごきが、「義務教育機会確保法」成立へとつながっていった（関本 2017b）。

6. 4 義務教育未修了者

夜間中学とは、1でのべたように、義務教育未修了者があらためて公教育をうけることができる場であるが、義務教育未修了者はどれくらいいるのであろうか。1985年中曽根大臣（当時）が国会答弁

で「約 70 万人」とのべた。2003 年全夜中研の調査によると、推定百数十万人とされた。なお、2010 年の国勢調査で「未就学者」は 128,187 人であった。このように、義務教育未修了者の数はきちんとはわかっていない。日弁連の意見書にもあるように、国勢調査などで、義務教育未修了者の全国的実態調査をすることがのぞまれる。現在、現行の国勢調査の調査方法については、文科省が総務省に改善を要望している。

7. 義務教育機会確保法

夜間中学にかかわる法律「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「義務教育機会確保法」）が 2016 年 12 月 7 日に成立、14 日に公布、2017 年 2 月 14 日には全面的に施行された。そして、この法律にもとづいて文部科学大臣が策定した「基本指針」が 2017 年 3 月 31 日に発表され、同日「学校教育法施行規則」も改正された。

義務教育機会確保法は、二つの柱からなっている。一つは、学齢の不登校児童生徒に対する教育機会の確保等であり、もう一つは、学齢を経過した義務教育未修了者に対する夜間中学における就学の機会の提供等である。この法律が成立する前、法令（学校教育法施行令第 25 条）上は市町村教育委員会の裁量により二部授業（夜間学級）を実施できるしくみになっていたが、現行法では夜間学級におけるその他の規定が存在していなかった。したがって、この法律は、夜間中学の根拠法ともいえる法律なのである。この法律案は政府が用意したものではなく、議員立法であり、長年の全夜中研を中心とした夜間中学の教員等のねばりづよい運動の成果である。

7. 1 基本理念（第 3 条の四）

基本理念には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず（下線部筆者）、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにする。」と明記している。したがって、入学希望者が日本語がまったくできないことを理由として夜間中学等への入学をこばむことはみとめられないとかがえられる。

7. 2 就学の機会の提供等（第 14 条）

夜間中学に関して最も重要な条文は、義務教育機会確保法の第 14 条である。夜間中学校と教育を語る会作成のパンフレット「夜間中学の基本事項 Q&Aー義務教育機会確保法と文部科学省の方針を踏まえてー」では、第 14 条をわかりやすくかきかえて、「地方公共団体は、義務教育未修了者（実質的な未修了者も含む。）の中に学校で勉強したいと希望する人がたくさんいることを踏まえ、夜間中学等に入学できるようにすることその他の必要な措置を講じる義務を負う。」としている。

さらに、ここから、次のようなことがいえるとしてパンフレットに以下の 3 点をあげた。

- ① 学校で勉強したいと希望する義務教育未修了者がいる場合、すでに夜間中学を設置してある地方公共団体では、できるかぎりその人が夜間中学等へ入学できるようにしなければなりません。
- ② 学校で勉強したいと希望する義務教育未修了者がいる場合、まだ夜間中学等を設置していない地方公共団体では、夜間中学等を開設してそこへ入学できるようにすることが望ましいですが、仮にそれができない場合であっても、「必要」と認められる何らかの措置は採らなければならず、何もしないでその人を放置することは許されません。

③ すべての地方公共団体すなわち都道府県と市区町村がこのような義務を負います。

また、くわえて、パンフレットには、7でのべたように、「従来は、『地方公共団体が夜間中学を設置しても適法である』とされていただけで、上記のような法律上の義務が明示されたのは画期的なことです」としてされている。

7. 3 協議会（第15条）

7. 3. 1 協議会の設置

義務教育機会確保法、第15条には、「都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができる。」ということがかかれている。協議会は、次に掲げる者をもって構成するとされ、「一 都道府県の知事及び教育委員会、二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者」があげられている。

7. 3. 2 協議会で協議すること

文部科学省は、協議会で協議することとして、①夜間中学の設置場所の決定、②他の市町村の夜間中学の設置・運営に関する経費の一部負担、③各地方公共団体が連携した広報活動の実施や相談窓口の設置、④広域行政を担う都道府県が果たすべき役割をあげている。そして、各地方公共団体においては、本協議会を活用して、夜間中学の設置促進等の施策の推進をはかりすべての都道府県に、すくなくとも一つは夜間中学を設置することをめざすという方針をかかげている（文部科学省 2017a）。

8. のこされた課題

義務教育機会確保法は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、さだめられている。教育基本法第5条では、「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。」となっており、日本国憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。」

ここで、問題になるのは、「国民」という文言である。日本の市民の中には、外国人は、「国民」ではないから、特に、急激にふえつつけている新渡日外国人を夜間中学から排除すべきであるという意見がある。また、外国人には保護する子女に教育をうけさせる義務はないとする意見もある。

「国民」とは誰か。1978年の最高裁判決では、「日本国民のみが対象と解されるものを除けば、基本的人権の保障は外国人にも等しく及ぶ」としている。教育をうける権利、すなわち学習権は基本的人権であり、外国人にも夜間中学でまなぶ権利が当然あるといえよう。

さらに、日本が1979年に批准した経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（=国際人権規約A規約）第13条は「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める」と明言しており、1994年に批准した児童の権利に関する条約（=子どもの権利条約）第28条は「締約国は、教育

についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成する。」と明言している。

したがって、義務教育機会確保法は、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず義務教育未修了者にも学習権が保障されることを法的に明確にしたといえよう。学習権とは、生存にとって不可欠の手段であって、よみかきの権利 といつづけ、ふかくかんがえる権利 想像し、創造する権利 自分自身の世界をよみとり、歴史をつづる権利 あらゆる教育の手だてをえる権利 個人的集団的力量を発達させる権利をいう。これらは、すべての人に共通する基本的人権である。この学習権は、1985年ユネスコ国際成人教育会議で宣言、採択された。

夜間中学は、義務教育未修了者にとって、学習権を保障する場でなければならない。

9. まとめ ―夜間中学の新時代にむけて―

ながらく、夜間中学は「あってはならない、しかし、なくてはならない」といわれてきた。義務教育機会確保法が施行されて、夜間中学はあたらしい時代をむかえた。「なくてはならない」夜間中学にうまれかわるべきであろう。そのためには、①市民の理解の増進、②国勢調査項目改善・識字調査実施、③普通教育としての日本語教育の拡充、が必要である。

①は、市民が夜間中学の存在をしり、理解をもって、もう一度まなびなおしをしたい人に声をかけてあげることがのぞまれる。②は、教育行政の基本となる、より正確な実態把握のために必要である。③は、日本語が母語でない生徒がふえている現在、生活日本語ではなく、教科科目を勉強するのに支障ない日本語を学習するための教員側の日本語教育の学習や研修が必要である。

参考文献

- 浅野慎一 (2011) 「ミネルヴァのふくろうたち-夜間中学生の生活と学習」『全国夜間中学校研究大会 大会記念誌』 pp. 19-36
- NHK (2006) 『知るを楽しむ人生の歩き方-見城慶和夜間中学校は僕らのふるさと』
- 大多和雅絵 (2017) 『戦後夜間中学校の歴史』 六花出版
- 神奈川・横浜の夜間中学を考える会 (2017) 「夜間中学はこんなところです」
- 草京子 (2013) 「すべての人に義務教育を保障するために-戦後の夜間中学の変遷から-」『歴史学研究』 第905号 青木書店 pp. 18-27
- 見城慶和 (2013) 「横浜の宝・夜間中学校-横浜の夜間中学校の歩みと問題点」 2013年12月15日集会資料
- 小山毅 (1974) 「旧植民地からの引揚者子弟の学習と労働の問題-夜間中学日本語学級-」『専修大学人文科学年報』 第4号 pp. 39-50
- 関本保孝 (2016) 「公立夜間中学校」『社会的困難を生きる若者と学習支援』 明石書店 pp. 69-82
- 関本保孝 (2017a) 「夜間中学と『義務教育機会確保法』制定への歩みと確保法運用の課題」 多文化フォーラム配布資料
- 関本保孝 (2017b) 「法案成立までのロビー活動と今後の課題」 ミニシンポジウム『基礎教育を保障する共生社会の構築に向けた課題と展望-多様な教育機会確保法の成立、施行を踏まえて-』 配付資料 移民政策学会
- 第63回全国夜間中学校研究大会事務局 (2017) 『第63回全国夜間中学校研究大会 大会資料』

文花中学校夜間学級（2017）「文花中学校夜間学級について」学級公開配付資料

前川喜平（2017）「講演録 教育が「憲法の理想」を実現する 夜間中学という問いかけ」『世界』2018.1
岩波書店 pp. 156-165

学びリンク（2016）『実態を知り、広げよう！全国夜間中学ガイド』学びリンク株式会社

文部科学省（2017a）「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」

文部科学省（2017b）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」

夜間中学校と教育を語る会（2017）『夜間中学の基本事項 Q&Aー義務教育機会確保法と文部科学省の方針
を踏まえてー』

官報（号外第 276 号）「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」